

第73回 横浜市屋外広告物審議会 議事録	
議 題	(1) 審議事項 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について (2) 報告事項 業務実績について（令和5年度） (3) その他 ア 開催通知の送付方法等について イ 会議の運営について
日 時	令和6年8月27日（火）午前10時00分から11時47分まで
開催場所	横浜市庁舎18階 共用会議室みなと6・7
出席者 (敬称略)	委 員：小泉 雅子、泉 路代、木伏 慎治、齋藤 和雄、田中 喜芳、中谷 忠宏、平野 周二、向原 浩和 事務局：古檜山 匡和（都市整備局地域まちづくり部長）、立石 孝司（都市整備局景観調整課長）、 山田 渚（都市整備局景観調整係長） 関係局：園田 大介（にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課担当係長） 事業者：一般社団法人横浜西口エリアマネジメント
欠席者 (敬称略)	委 員：高橋 晶子、内田 裕子
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	審議事項について、市の案のとおり了承された。
議 事	(事務局) 立石景観調整課長 本日はお忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。時間となりましたので、これより第73回横浜市屋外広告物審議会を始めます。私は景観調整課長を務めております立石と申します。本日、事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 また、地域まちづくり部長につきましても、本年4月より交代しておりますので、この場でご紹介申し上げます。地域まちづくり部長の古檜山です。 (事務局) 古檜山地域まちづくり部長 古檜山でございます。よろしくお願いいたします。 (事務局) 立石景観調整課長 初めに、3点ご確認いたします。 1点目は配付資料についてです。お手元に、次第、委員会名簿、席次表の3点、加えまして、それぞれ右上に審議事項、報告事項と記載されておりますクリップ留めの資料2点がございますか、ご確認ください。 2点目は、本日の出席者及びこの場においてご議論・ご発言された内容は、後日、議事録としてホームページで公開いたしますので、ご了承ください。加えまして、議事録を作成する都合上、レコーダーで録音させていただいておりますので、併せてご了承いただきますようお願い申し上げます。 最後に3点目でございます。本日はハンドマイクを使用しておりますので、発言される方は、挙手のうえ、ハンドマイクを受け取っていただき、ご発言をお願いいたします。また、設備の都合上、ハンドマイクは共有となります。委員の皆様におかれましては、ハンドマイクの受渡しにご協力賜りますようお願い申し上げます。 続きまして、資料2枚目の委員名簿をご覧ください。神奈川県の記事異動に伴い、前任の小池委員に替わりまして、新たに向原 浩和 委員にご就任いただいております。それでは、一言ご挨拶をお願いします。 (向原委員) この4月から神奈川県の都市整備課長に着任いたしました向原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 (事務局) 立石景観調整課長 ありがとうございました。それでは、ここから小泉会長に進行をお願いいたします。 (小泉会長) 皆様、お忙しいところ、また、お暑いなか、お集まりいただきましてありがとうございます。 議長を務めます小泉でございます。本日も活発な審議ができますよう、皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局より会議の成立について報告をお願いいたします。

(事務局) 立石景観調整課長

会議の成立についてご報告いたします。本日は、高橋副会長、内田委員よりご欠席との連絡をいただいております。現時点で8名にご出席いただいております。横浜市屋外広告物条例施行規則第31条第2項に基づき、委員の半数以上の出席によって、会議は成立しております。

(小泉会長)

ありがとうございます。それでは、審議事項に入る前に、各案件について、会議の公開・非公開の是非について委員の皆様にお諮りします。まず、事務局から説明を求めます。

(事務局) 立石景観調整課長

会議の公開につきましては、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条により、附属機関の長は、会議の一部又は全部の非公開を決定することができるとされております。これを踏まえまして、事務局より意見を申し上げます。本日の審議事項及び報告事項については、特に非公開とすべき内容はありません。説明は以上でございます。

(小泉会長)

ただいまの事務局の説明を受けまして、本日はすべての事項を公開とすることについて、ご意見はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(小泉会長)

それでは、よろしいということで特にご意見もないようですので、そのとおりの取扱いといたしたいと思います。

審議事項：横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について

(小泉会長)

続きまして、次第の(2)横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例についての審議に移ります。本件は、横浜市より当審議会に諮問のあった件です。まず、事務局より内容の説明をお願いいたします。

(事務局) 立石景観調整課長

それでは、審議事項 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について、担当の係長よりご説明いたします。

(事務局) 山田景観調整係長

景観調整係長の山田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

皆様、右上に「審議事項」と書かれた資料をご覧ください。本件の概要について、1枚目のペーパーでご説明したいと思います。

まず概要ですが、名称「橋梁等壁面を全面利用したミューラルアート(既存アートの拡張)」とございます。表示内容ですが、壁画アーティストによる壁面への絵画になります。設置場所ですが、2か所ございまして、1か所目が幸川橋の上の壁面、2か所目が横浜ビブレ敷地内の公開空地でございまして、後ほど詳細な説明を差し上げたいと思いますが、横浜駅西口にあります川の近くの場所になります。設置期間ですが、本年、令和6年10月1日から、3年の許可になりますので、令和9年9月30日までとなっております。

なお、既存部分としまして、壁面の10分の3の範囲内で、令和5年10月より、すでに絵画の表示がなされております。こちらは、当該地区の継続的な価値向上、イメージアップ、街のにぎわい向上等を目的とするため、条例12条2項3号の公共目的による許可不要を適用しまして表示しております。

こちらをさらに拡張しまして、残りの10分の7の範囲内を描画したいということで、こちらの内容について本日はご審議いただければと思っています。

また、特例許可をなぜ必要とするかについてですが、今申し上げたとおり、壁面全体に表示することは、許可の基準上は上限が10分の3とありますので、これを超過するためということがひとつ。もうひとつは、設置場所の①ですが、こちらは橋梁にあたりますので、条例7条1項1号に規定する禁止物件に該当するため、この2点について特例許可を必要とする内容となっております。

それでは、文字だけでは内容が分かりづらいのと、今回初めて取り扱う案件ですので、詳細につきましては申請者のほうからご説明差し上げたいと思います。続きの資料(横浜西口アートプロジェクト企画書)をご覧くださいと思います。では、よろしくお願いいたします。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

皆様、横浜西口エリアマネジメント 事務局長の宮崎でございます。本日はこうした機会を設けていただきましてありがとうございます。では、資料に基づいてご説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

ご覧いただいている表紙（企画書1ページ）をめくっていただきまして、西口アートプロジェクトについてですが、私どもの活動場所は横浜西口エリアでございます。この場所は大変にぎわいも活気もあってよろしいのですが、どうしてもそのにぎわいがマイナスなイメージになることもあって、私どもはそういったものを払拭して、より魅力ある場所にしていこうということで、2017年3月の設立以来、防犯パトロールですとかクリーンアップ活動、人の目を増やすことで犯罪抑止ですとか、魅力の向上、関係人口を増やしていく交流の場を作るということで、音楽ライブの定期開催などをやっております。こうした活動の一環として、今回このアートの描画を実施したいと考えているものでございまして、エリアの環境を改善する効果が大変高いということからご提案させていただいております。

「ヨコハマ西口アートプロジェクト」と私どもは呼んでおりますが、先ほどご説明いただいたとおり昨年10月から10分の3の面積の部分にアートを描いていただいております。こちらについては「エリアの自然と文化が育むサステナビリティ」をテーマに、ミューラルアートとして描いております。こちらにはぎわいスポーツ文化局様、エキサイトよこはまエリアマネジメント協議会様から後援をいただいた事業として実施いたしました。今回はそれに10分の7を追加して、より効果を高めていく。10分の3でも好評いただいておりますので、これをさらに広げていきたいということで提案させていただいております。今回の描画の拡張にあたっては、10分の3を描いていただいた同じアーティストに描いていただくことで、クオリティや考え方、趣旨を一体的に担保し、同じ考えのなかで実施していくことをテーマにしております。今後、この10分の7が実現した暁には、これをまた効果検証してアートの効果を見ながら、できれば場所もさらに広げて横浜市様と一緒に街にアートを作っていくことで、より魅力的な空間づくりに寄与してまいりたいと考えております。

なお、今後、実施した場合の維持管理につきましては、当然、私どもで責任を持って実施いたしますし、落書き等があった場合にもすぐに、できるだけ早く変えていくということで、環境への配慮、維持管理についても十分配慮してまいりたいと考えているところでございます。

では、めくっていただいて、場所につきましては図示のとおりで、先ほどお話があったとおり西口のビブレがあるところの橋の周りといった公共の場所でございます。

続いて、簡単な配置図（4ページ）もございしますが、幸川橋が右側、2番が五段坂でございまして、ちょうど通路のようになっているところに段々の坂がございますので五段坂と呼んでおります。幸川橋の横に壁が立っているのですが、その壁に描画をするということでございます。

めくっていただきますと、現在の写真が出ております。取組前はグレーの無味乾燥な橋の上の壁でございましたが、現在、10分の3の面積に、この写真で申し上げますと花のモチーフのようなものが描かれているところでございます。

また、次のページが五段坂の取組前の状況で、ここも整備はしているのですが、なかなか無味乾燥な場所でしたので、ここに現在はこういった写真にあるようなカラフルなハートウォームな絵を描かせていただいた、これが昨年の実施場所でございます。

おめくりいただいて、こういったものを、描画の様子などもございますが描いていったうえで、次のページ（8ページ）ですが、皆様からの感想、評価みたいなものを、効果検証ということで、私どもで聞き取り調査、ヒアリング等をさせていただきました。お声をいただいた団体は、順不同で書かせていただいておりますが、各地域の自治会の皆様ですとか、事業者、それから、防犯、安全・安心という面もございまして戸部警察署、また、西区区政推進課の方にも大変協力いただきまして、こういった方々のご意見をいただきました。主なご意見をまとめたものが資料のとおりとなっております。まず、環境改善としては、大変明るくなった。また、ここはごみのポイ捨てもあったのですが、それも減ってきているように感じるですとか、アートがあることで落書きの抑制につながり、雰囲気がよくになっているというご意見もいただいております。また、魅力創出という意味では、イメージアップになったですとか、公開空地の目立つ場所でするのでシンボルになりそうだとか、素直に楽しそうだというようなご意見もいただきました。今後の展開としましては、大変良いのでぜひ範囲を拡大してもらいたい、期待しておりますというご意見ですとか、より効果が出てくるのではないかなというような、大変好意的なご意見をいただいております。

さらに次のページで、来街していただく一般の市民の方にアンケートを取らせていただいた結果をまとめておりますが、印象が良くなったという方が6割を超えます。特筆すべきは、悪くなったという回答がゼロだったことが私どもはよかったなと思っております。また、印象が良くなったという方に

なぜですかとお聞きしたところ、雰囲気明るくなったという方が一番多かったのですが、そのほかにも、街に親しみを持つようになったということで、いわゆるシティ・プライドの醸成にもつながってきているということで、これも私どもは大変うれしい反響でございました。また、清潔になったとか、治安がよくなったというようなご意見もいただいております。

おめくりいただきまして、先ほどご説明いただいたことの繰り返しになりますので、少し省いてご説明いたしますが、アーティストについては、既存部分と同じ3組の方です。Gravityfreeさんは2名で1組、KensukeTakahashiさん、LuiseOnoさんの3組にお願いしたいと思っております。アートの趣旨、後ほどビジュアルをご覧くださいますが、全体のコンセプトは、既存のものと同じ「エリアの文化と自然が育むサステナビリティ」を継承しております。そのうえで、ビビッドなカラーの花のモチーフを追加し、緑や自然を感じて、より老若男女が楽しめる雰囲気を構築してまいりたいと思っております。さらに、ピアノマンというモチーフを入れております。ひらひらと帯状に広がっていく、様々な世界観が生まれていく様子を絵に表していこうと思っております、その帯状のイメージが、この地域は水辺にありますので、水辺の水流のようでもあり、時間や空間の流れのイメージでもあると。また、サステナビリティですとか、いろいろなアートの表現を、音楽を含めて包含していくことで、ダイバーシティやインクルージョンといった意味合いも表していきたいと考えております。空間に躍動感や立体感が生まれ、より明るく楽しい雰囲気になって、エネルギーな西口発展のイメージにもつなげるとともに、全体の連動性で動き・流れを楽しめるアートとしたいということで、エリアの魅力を発信していくことはもちろん、グリーンとか自然といったものを描くことで、2027年に予定されておりますGREEN×EXPO 2027の考え方も包含していくようなものも考えていきたいと思っております。

おめくりいただいて、これは面積のことですので飛ばさせていただきます。

次のページ（12ページ）はラフイメージです。これは幸川橋のところで、10分の10になるとこういった形になるということですが、どの部分が追加されるかを次のページにまとめておりますので、そちらをご覧ください。青い四角で囲った部分が既存の部分でございまして、そこに今回、赤い四角で囲っているようなお花ですとか鳥ですとか、そういったモチーフを、この①、②、③と分割しております部分に追加していくものでございます。

続いて（14ページ）、五段坂のほうは、これも面積の計算ですので後ほどご覧ください。

ラフイメージが次のページでございます。こちらは全体を、既存のものともまとめたイメージでご覧いただいておりますけれども、それをちょっと分解させていただいて、上が既存で下が新しいところになります。

ページをめくっていただきまして、五段坂の橋のほうに近い部分をA部分、奥のほうの、ビブレさんの先に「CeeU Yokohama」というのが新しくできましたが、そちらにつながっていくほうをCと呼んでおります。A部分が既存でございまして、Bの真ん中のあたりが拡張部分でございます。奥のCのほうも次のページにございまして、こちらのほうが面積が広いので、一番描き込みが多いところになります。先ほどお話ししたピアノマンのモチーフで、動物ですとか、竜で水の流れをイメージするとか、そういったものを考えていきたいと思っております。

おめくりいただきますと、3組のアーティストの皆様の簡単なご説明でございます。Gravityfreeさんは、この2名が1組で活動しております。今回、私どもアーティストさんの選定にあたっては、昨年と同じ方ということで昨年の選定も同じなのですが、できるだけ若い世代の方に、次の世代につながるアートエリアの創出をしていただきたいと。また、表現の場を若いアーティストに提供したいという思いから、20代～40代の方にお願いしたいと考えました。必ずしも人気アーティストや有名である必要はありませんが、クオリティやこれまでの実績にきちんとした評価がある方で、多様性ということもございまして、必ず男女両方入っていただきたいというお願いをさせていただいております。また、やはり公開空地ですので、どんな方にも見ていただけて、アートに親しみを持っていただくということで、いわゆる一般的に分かりにくい抽象的なものよりも、具象があってモチーフがあって分かりやすく親しみを持てるものが描ける方ということで考えております。クール、モノトーンというよりは、ハートウォームでカラフルなもの、そういった作品を展開されている方ということで、いろいろな方々から何名かピックアップして検討させていただいたうえで決定しております。

戻りますが、今回は3組の方にそれぞれ場所を決めていただけて描いていただくのではなく、コラボで描いていただくということをひとつ、テーマとして出させていただきました。コラボで描くことで、よりアートの一体性が生まれるということも当然ですが、皆さんで協力して創り上げていくということを表すといったようなことも考えてございまして、その意味で3組の方々。その3組の方々をまとめる、今回は統括の立場で、このGravityfreeさんをお願いしているところでございます。ご覧いただいている

ような、具象のなかに少し面白みもあるような絵を描いている方でございます。

次の方は、KensukeTakahashi さんです。こちらの方は、私どものテーマで、横浜の方に描いていただけるといいなということをお話ししていたのですが、幸い横浜出身の方でございまして、県内でもいろいろな活動をしている方でございます。ご覧いただいているように、少しかっこいいところもあれば、柔らかさや温かみもあるといった絵を描いている方でございます。

最後、3組目がLuiseOnoさんです。こちらの方は神奈川県出身の方でございますが、お花や自然、鳥、こういったものをモチーフに描いていらっしゃる方で、ご覧いただくとおり大変カラフルで、見てすぐにぱっと皆さんにその魅力が伝わる絵ではないかと思っておりますが、こういった3組の方々にコラボで描いていただくということが今回のテーマでございます。

私どもとしましては、ぜひこれを実現したいと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。説明は以上です。

(事務局) 山田景観調整係長

ありがとうございます。続きまして、本件を横浜市側として伴走支援しております、にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課より、補足の説明をさせていただきたいと思います。

(関係局) にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課

創造都市推進課担当係長の園田と申します。よろしくお願いいたします。私からは、本プロジェクトへの横浜市の関わりを中心に補足でご説明させていただきたいと思います（資料「横浜西口アートプロジェクトについて」）。

では、1ページおめくりください。まず、横浜市の関わりということで、我々ににぎわいスポーツ文化局で約20年前に文化芸術創造都市・Creative City YOKOHAMAという施策を開始しまして、これを推進しております。アーティスト・クリエイターの集積をはじめ、アートやデザインなど文化芸術の創造性を生かし、歴史的建造物や公共空間、遊休不動産や民間ストック、こういったものの活用を通じて都市文化の保存・再生やにぎわいの創出、都市のプレゼンス向上等に寄与してまいりました。

次のページをお願いいたします。この施策のなかで、アーツコミッション事業という事業がございまして、この施策を推進していくにあたり、市民や民間企業の皆様、NPO、行政など、多様な主体が協働していくためのプラットフォーム、中間支援の取組を行う組織としまして、アーツコミッション・ヨコハマという組織を、横浜市の補助事業として横浜市芸術文化振興財団の中に設置して運営しております。この団体が主体となりまして、いろいろな相談支援などを中心に、芸術文化と社会を横断的につなぐ役割を果たしております。ヨコハマ西口アートプロジェクトも、横浜西口エリアマネジメント様からアーツコミッション・ヨコハマに相談いただきまして、プロジェクトがスタートしたという経緯がございます。

次のページをおめくりください。以上の経緯を踏まえ、ヨコハマ西口アートプロジェクトが、アーツコミッション・ヨコハマの相談支援を通じて開始したこと、また、エリアの課題を公共空間へのアート設置という手法を用いて解決を図り、民間企業の皆様、アーティスト、中間支援組織、行政といった多様な主体が協働しているという点におきまして、まさに私どもが進めている文化芸術創造都市施策の目的と方向性を同じくするものと考えております。また、多様な主体が連携し、文化芸術の創造性を用いて課題解決を図るという点で、我々の施策においても好事例となると考えております。こういったところに、横浜市としてこのプロジェクトを支援させていただく意義があると考えております。

次のページをおめくりください。最後に、本プロジェクトの支援に係る庁内の支援体制を図でお示しております。私どもににぎわいスポーツ文化局が中心となりまして、まちづくりを担います都市整備局とも連携しながら、図のように横浜西口エリアマネジメント様を支援させていただき、プロジェクトと一緒に推進している形になっております。簡単ではございますが、私からのご説明は以上です。

(事務局) 山田景観調整係長

ありがとうございます。それでは「審議事項」と書かれたペーパーにお戻りください。以上のご説明の内容を踏まえまして、2番、事務局としての考え方についてご説明いたします。

本件は、屋外広告物条例第19条「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当であると、総論として考えております。

こちらの判断の理由につきまして、(2)をご覧ください。4点ございまして、まず、公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める理由でございまして、本案件は、一般社団法人であり、都市再生推進法人にも指定されているエリアマネジメント組織が、治安や美化環境の課題を抱える横浜駅西口地域において、安心・安全なまちづくりやアートによる街のイメージアップを目指して実施する

ものでございます。文化芸術の創造性を生かしたまちづくり手法は、今ご説明したとおり、本市が推進する文化芸術創造都市施策の目的にも沿うものであることから、公益上の理由があると考えております。

次に、景観を阻害しないと認められる理由についてですが、表示される広告物、今回はアートですが、クオリティに一定の評価のあるアーティストが描く絵画でございまして、当該地、横浜駅西口の立地特性を踏まえた上で、横浜の文化を花や緑といったモチーフによる温かなイメージで表現した内容となっているため、特段、景観を阻害するものではないと考えております。

3点目、今回、表示面積10分の3という基準を超える表示面積が必要な理由についてですが、環境改善を図る範囲が、今回は2か所ございますが、割と広範囲に及ぶことに加え、昨年から実施している過去の実績からもミューラルアートによる環境改善の効果が期待できることや、アーティストの表現になるべく制限を加えないで表現していただきたいという観点などから、表示面積の基準を緩和することが妥当であると考えております。

最後に4点目ですが、今回、禁止物件でございます橋梁への表示がなぜ必要なのかということですが、当該エリアのちょうど入り口に位置する場所でございます、エリアのイメージアップのシンボルとしての効果が期待されるため、本物件への表示は妥当であると考えております。

以上が事務局からのご説明になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(小泉会長)

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問がありましたらお願いいたします。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。私も関内にいるのですが、こういう先進的な活動ができてくるといいなと思っております。防犯とかにも寄与しているということで、大変よい活動だと思っておりますが、横浜西口エリアマネジメントの構成団体というのはどんな感じなのでしょう。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

ありがとうございます。私ども会社自体は相鉄ビルマネジメントという会社なのですが、私どもの会社が事務局になっておりまして、正社員という呼び方をしておりますけれども、正社員としては近隣の事業者の皆様で、高島屋さんですとか、横浜モアーズさん、ニューマンさんの関係でルミネさん、シアルをやっているJ R横浜湘南シティクリエイイトさん、あと、近隣の商店街が3つございまして、商和会、幸栄、五番街の商店会の皆様にも正社員として入っていただいております。それから、パルナード管理協議会さん、ビブレの前の道路のところで協力している地域の皆様にも入っていただいて、近隣の銀行さんに監事をやっていたきながら活動しております。そのほかに地域の会社の皆様にご協賛いただいたり、あとは、地域活性化サポーターという個人の方々にボランティアをお願いしまして、活動への参加や、公開空地のイベントで、マルシェをやっていただくようなときに参加いただくとか、そのような形で活動しております。私どもの上部団体は横浜駅西口振興協議会という団体があって、その実動部隊が前身なのですが、横浜駅西口振興協議会は、先ほどちょっとお話ししたエキサイトよこはまエリアマネジメント協議会に加盟しておりまして、そちらの関係で横浜市さんとも深く連携しながらやらせていただいております。先ほどちょっとご説明があったとおり、この3月に都市再生推進法人というものに初めて認定いただきましたので、より皆様と一緒に活動していこうとしている団体になっております。

(中谷委員)

ありがとうございます。今いろいろなイベントとおっしゃっていましたが、このエリア自体を今後どんどん広げていくような予定というのはあるのでしょうか。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

エリア自体を広げるということではないのですが、活動の範囲を、鶴屋町のほうが少し弱かったので、今後は鶴屋町のほうにも広げていきたいと思っております。あと今、横浜駅の東西の連携をもっとやっていこうということで、横浜駅東口振興協議会という、東口にやはり同じような団体があるのですが、そちらとの連携でイベントを、ラリーで回すですとか、そんなことも昨年度からかなり力を入れていただいております。あわせて、関内・関外地区活性化協議会にも入らせていただいております。そういった意味ではエリア全体の、活動範囲自体は決めているのですが、ほかのエリアとの連携といったものはより進めていきたいと考えております。

(中谷委員)

ありがとうございました。

(小泉会長)

ほかにご質問ございませんでしょうか。

(田中委員)

ご説明ありがとうございます。趣旨がよく分かりました。非常によい試みですので、反対するものではありません。それを前提に、事務局に二、三お尋ねしたいと思うのですが、今日の審議会の開催趣旨は、特にこの幸川橋、いつもビブレに行っている、あそこが橋だというイメージがあまりなくて、広場ですから。ですから、この1番については、いわゆる橋の高欄が壁状になっている、その橋にこういったものを掲げることが本来条例で禁止されているので、特例として認めてほしいというために開かれた審議会として理解してよろしいでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

審議事項というペーパーの一番上の、概要のボックスの一番下にございますが、2点ございまして、1点はおっしゃられたように橋梁が禁止物件に該当し、①の幸川橋上の壁面ということで、立ち上がり部分、壁の部分が橋梁の一部ということで、そちらへの描画ということが、特例許可を必要とする理由のひとつになります。

もうひとつは壁面への描画ということで、こちらも横浜市の条例で、壁面全体の10分の3の範囲までしか通常、表示できないという基準になっておりますが、それを10分の10に広げて描画したいということで、こちらも特例許可の対象事項になっております。

(田中委員)

ありがとうございます。そこで私が理解できなかったのは、橋梁部分にこういったものを掲げることが禁止されているので審議会で特例として許可してほしいというお話のなかで、いただいた資料の1番にはもうすでに絵が描かれているというのはどういった経過なのかと思ひまして。これについては許可が必要なかったのか、あるいはすでにどこかが許可したのか、その辺が分からなかったものですから、そのことをお尋ねしたいと思います。

(事務局) 山田景観調整係長

ちょっと説明が足りなくて申し訳なかったのですが、同じく1枚目の概要の設置期間のところに説明がございます。本件の既存部分については、昨年、表示する際に、条例第12条第2項第3号の公共目的による許可不要ということで、通常の許可ではなく、許可不要という判断をしております。こちらは本日ご説明にもあったとおり大変公共性の高い目的で表示されていると判断しております、お手元に横浜市屋外広告物関係例規集等というファイルがございますが、そちらの30ページに条例第12条第2項がございます。「次に掲げる広告物等は、第6条第1項、第7条及び第9条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる」とございまして、禁止物件が第7条に該当します。ですので、今回は第12条第2項第3号「公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示」というこちらを適用し、第12条第2項にあります第7条の規定にかかわらず表示できるということで、禁止物件についても表示できるという判断をしております。

(田中委員)

繰り返し申し上げますけれども趣旨はよく分かります。賛成です。その立場からご質問しているのですが、今の事務局のご説明で分かりましたけれども、ならば、なぜまた今日新たにこれが審議事項になるのか、それが分からないのですが。

(事務局) 山田景観調整係長

すみません、条文の複雑なところなのですが、許可につきましては、第12条第2項に「第7条の規定にかかわらず」とあるのですが、「第16条の規定にかかわらず」というのが、第1項と違い第2項にはないのです。その第16条というのは、個々の広告物の細かい基準の事項になりまして、第16条に、建築物その他の工作物の外面を利用する広告物等は基準に適合しなければならないとございまして、詳しい内容は規則のほうで定めているのですが、そちらのほうで壁面は10分の3までということが基準として規定されております。なので、こちらの第12条第2項の許可不要の条文を適用する場合は、壁面の10分の3までしか描画できないことになります。そうしますと、今回は許可不要ではなく、特例許可で許可する必要があります。その場合は、許可不要ではない許可になるので、橋梁につきましても、やはり禁止物件ということがございますので、こちらも一緒に特例許可のなかで許可していく必要があるということになります。10分の3までであれば、公共目的で許可不要なのですが、それ以上描画するとすると特例許可を取る必要があり、そのためには、橋梁も禁止物件なので、こちらも一緒に許可する必要があるということになります。

(田中委員)

分かりました。ということは、今の範囲の絵の部分だけだったら、特に今回審議する必要はなかった

のだけれども、面積が増えたために審議事項になったという理解でよろしいですか。

(事務局) 山田景観調整係長

さようございます。

(田中委員)

分かりました。ありがとうございました。

(泉委員)

泉と申します。今の点は今回の審議の前段の問題かと思うのですが、私もこの点は少し確認させていただきたいと思っております、引き続きもう少しお伺いできればと思います。

まず、この条例の第12条で例外的な取扱いを受けるもの、結論から言うと、許可を受けないで広告物を設置できるという、非常に大きな例外的な理由かと思いますが、これが第2項の第1号、第2号を見ますと、当該施設内にあって、案内板や掲示板、当該施設の名称等を表示する広告物というのが第1号で定められておりまして、さらに第2号では由来等を説明する広告物といったような流れのなかで第3号がありまして、そのなかで「公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示し、又は設置する広告物等」というふうに並んでいます。公衆の利便という、案内板は非常に分かりやすいのですが、公共の目的というのは、もともとはどのようなものをイメージして、このような許可を受けずに設置できるというふうにされていたものだったのかなというのが少し気になっておりまして、公共の範囲ですね。今までこの条文はどのような場合に使われてきて、本件のようなものについてもやはり公共的なものとしてよく使われてきているのか。ちょっと質問の趣旨が分かりづらいかもしれませんが。例えば公共目的というのはこんな場合ですというようなルールのなものが内部にあったりするのでしょうか。前例やルールのなものがあるのでしょうかという質問になります。

(事務局) 山田景観調整係長

特に公共はこうですというような明文化されたルールがあるわけではないのですが、通常ですと、やはり国・行政が行う施策に付随するようなものが通常、公共目的ということで許可不要という判断をすることが多いです。最近ですと、2027年にGREEN×EXPOを開催する予定ですが、その機運醸成のための広告物等がよくこちらの公共目的で許可不要という判断をしております。また、行政の施策に、今回のようにそぐうような内容である場合に、副申があるですとか、そういったことも根拠にして、民間さんの活動で表示するものについても、こちらの条文を適用して許可不要にするという事例も過去にはあるかと思います。ですので、ケース・バイ・ケースで、必ずしも公共が掲出するという書き方ではなく、公共的な「目的」とあるので、民間の方が表示するものについても、内容によってはこちらの条文を適用して運用しているところです。

(泉委員)

ありがとうございます。そうしますと、今回のものは施策に沿うようなものであって、公共的なものであるというようにところで進んでいるというふうに理解いたしました。

さらに、この条文を見ますと、「景観を阻害しないと市長が認めるもの」というような文言がついておりますので、市長のほうで、この件は景観を阻害しないということを確認されたりしているような手続きは踏まれているということになるのでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

よく、条文中で「市長が認めるもの」という記載がありますが、市の組織として我々景観調整課が市長から権限を委譲されてこういった許可業務を行っていますので、すべて市長にお諮りするということは行政全体ではやっておりませんし、市長に確認ということはないのですが、こちらが景観として支障がないかどうかにつきましては、今回の資料にも記載させていただきましたけれども、一定のクオリティの評価があるアーティストさんがこちらの地域の特性を踏まえた上で描画されている温かなイメージの内容ということで、同じ理由で許可不要の際も判断し、こちらの条文を適用しているところです。

(事務局) 立石景観調整課長

市長が認めた場合の手続きについてですが、広告物審議会の案件として公共的な目的と認めてほしいという申請をいただきまして、我々の局内で決裁権者、局長になりますけれども、そこまで決裁を取ってそれを認めていくということでございます。前回の10分の3以内までは景観調整課長、私の権限でそこまでは認めているという手続きになっております。今回は特例許可になりますので、そういったレベル感を上げた許可を取っていくということになります。

(泉委員)

それは内部的に決められた手続きになると理解してよろしいでしょうか。細かいところで大変ありがとうございました。

引き続き1点だけすみません。今回の話に戻りまして、橋梁の部分なのですが、もともとこの壁面はどなたの所有で、どのような目的でこのような壁面があるのか、本来的な目的を阻害していないということを念のため確認したいのですが、橋梁というのが私もそこまで詳しくなくて大変恐縮なのですが、教えていただければ幸いです。

(事務局) 山田景観調整係長

こちらは道路部分に付随しておりまして、道路局の橋梁課というところが管理者になります。すでに10分の3を描画する際もそうですけれども、認めていただいたうえで描画をしておりますので、今回の件に関しましても連携を取って認めていただいたうえで描画するということになります。

(泉委員)

可能であれば、橋梁以外の部分も、どなたの所有で管理なのかというところを教えていただければと思います。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

五段坂のほうは私ども民間で所有している場所でございますが、建築局さんから公開空地として指定いただいているところですので、私どもが勝手にやるのではなくて、行政さんと一緒にいろいろなものを作っていく場所になります。ですから、持っているのは誰かということであれば、民間で所有している場所ということでございます。

あともう一点、橋梁の壁ですけれども、橋を全部ふさいでしまうと暗渠になってしまうので、壁の向こうに穴が開いていて、下の川が見えるようになっているのです。そこに落ちないように壁をつけていると聞いております。かなり古いものですので、そのように聞いていると皆さんおっしゃっております。

(泉委員)

そうすると、この高さになっているのも、落ちないような趣旨ということなののでしょうか。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

そういうことです。

(泉委員)

また、落ちないという意味では、白い壁になっているのは何か意味が、そこはそんなに意味はないのでしょうか。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

実はこちらの色は特に指定はないのですが、やはりあまりどぎつい色でないほうが良いと。先ほどちょっとあったようなグレーですと、絵を描いたときにどうしても色が乗らないこともあって、バックを一回白く塗らせていただいたうえでアートを描かせていただいておりますので、アートを描く前提で白にしたということでございます。特に白に意味があるということよりも、アートのために白くしたということでございます。

(泉委員)

白はアートのために塗り替えたということですね。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

色を白く塗るだけでしたら何も変わっていないので、特にいわゆるモチーフがありませんので広告物にならないのですが、全体を白く塗ること自体は10分の10でも構わないということなのですが、絵を描くには10分の3でなければということがありましたので、絵を描いた部分は10分の3に収まっているということでございます。

(泉委員)

もともとの色は、白よりももう少しグレーがかった。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

本当は白かったのかもしませんが、(5ページの)写真の取組前は、グレーに汚れてしまって、風雨にさらされますので、あまり何色と言えないような色になっておりました。

(泉委員)

これを白に変えることは特に問題ないというか、色自体に特別な意味があるわけではないという。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

はい。そのようにお聞きしております。

(泉委員)

理解しました。ありがとうございます。橋梁部分の左側に少し設備のようなものがあるのですが、これはどんな設備で、模様を描くと支障があったりするものではないのでしょうか。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

これは電源設備のようでございまして、ここに街灯ですとかいろいろいくつかありまして、分電盤みたいなものが入っているものなのですが、アートとしてはこの箱の上に何か描いていこうということまではあまり考えておりませんので、その箱の部分は避けていこうと思っております。(ラフイメージでは)少し葉っぱがかかったりしていますけれども、できるだけこの辺は場合合わせで描かないようにしようと考えているところです。

(泉委員)

分かりました。葉っぱがかかっているなとちょっと思ったのですが、かからない予定という。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

デザインを落とし込むのがうまくいなくて端っこのほうがちょっとかかってしまったのですが、ここまでは描かないつもりで今、考えております。

(泉委員)

車椅子のマークがあるのは、何か特別な意味があるのでしょうか。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

ビブレさんに行くときのスロープになっているので、車椅子が通れるという扱いを貼ったということのようですが、西土木事務所さんが管理されているマークとお聞きしています。坂道なので地面に貼るわけにいかず、ここに壁があるから貼ったというようなことをお聞きしました。ここはもちろんかぶせるようなことはありませんし、毀損するようなことは考えておりません。

(泉委員)

ありがとうございます。そちらもそのまま十分見えるような形で残ると理解しました。そうすると、もともとのものの効用は問題ないということですね。ありがとうございます。以上です。

(小泉会長)

ほかにはご質問いかがでしょうか。

(田中委員)

最後に1点だけ。泉委員の質問に関連してですが、先ほど申し上げたように橋梁の高欄部分が壁状になっているという、本来の管理としては公共物ですから市の管理になると思うのですが、先ほどのご説明で、もし落書き等された場合には至急復元するというお話でした。一般的には一番そういうことが起こる危惧があると思います。もし仮にこの壁面そのものが壊れるような場合には維持管理区分はどちらになるのでしょうか。

(関係局) にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課

例えばアートを施工したことによる影響で高欄に何か破損が生じたということであれば、実施主体のほうでしっかりとそこは補修するという事で道路局とは協議しております。それ以外の、通常の使用における要因で壊れたということであれば、所有者である道路局のほうで通常の補修をしていくというふうに考えております。

(田中委員)

分かりました。ありがとうございます。

(中谷委員)

私からもこの際ですが、(企画書の)10ページに作業期間ということで10月上旬からと書いてございます。終わりは2027年9月30日までとなっていますが、その場合は9月30日までにきれいに元の白面に戻すというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

事務局からお答えしたいと思います。広告物の特例許可ですが、通常の許可は最長で3年間と決められておりますので、10月1日から許可となりますと、令和9年9月30日が期限になりますので、今このような書き方をしているのですが、通常の広告物もそうですが、継続許可の仕組みがございますので、同じものを継続して設置する、表示する場合ですと、もう一度許可を取り直して継続することが可能ですので、その際にエリマネさんのほうでどのようなご判断をされるかによると思っております。

(中谷委員)

ありがとうございます。

(小泉会長)

ほかにはご質問いかがでしょうか。

では、私も少し質問させてください。先ほど丁寧に説明いただいて、私も先日、今回のテーマに上がるということで見に行かせていただきました。すでに既存の10分の3の面積に3組のアーティスト

の方がコラボレーションして描き始められていたものを、非常にクオリティの高いアートだなととても感心しながら見ていました。それが広がっていくというのはとても興味深いなと思いながら、あの場所独特の、少し広い裏路地みたいな感じが明るい空間になって、周りの方に親しまれるようになっていくのだろうと想像していました。大勢の候補から、先ほど伺ったような力のあるアーティストの方々を選ばれたということをお伺いしたのですが、例えば隣の川崎市さんでも2番目のアーティストの方が描かれていたり、やはり定評のある方というのは近隣でもいろいろお仕事をなさっているのです、どうしても、ミューラルアートってこういう絵の感じなんだというようなイメージを、私もいけないのですが少し持っしまいそうなのです。それだけに、それぞれ力のあるアーティストさんが選ばれていくなかで、やはりその場所ならではのテーマがとても大事なのだろうと、一方で思うのです。先ほど、横浜にちなんだテーマであるということはお伺いしたのですが、ピアノマンというのが今回、結構キーワードになっています。ピアノマンだけでなく、音楽を奏でている方のモチーフがあったり、音楽が大きなテーマになっているようなのですが、横浜ということだけではなくて、あそこの場所に対する今回のテーマのご提案についてもう少しお話を伺えますか。

(事業者) 一般社団法人横浜西口エリアマネジメント

実は、五段坂の先に「Niigoひろば」という、やはり私どもが使っている公開空地がございまして、ここで毎週音楽ライブをやっております。毎週金・土・日に、いろいろなプロの方もいればアマチュアの方もいますが、そういった発表の場を提供するという事で定期的に音楽ライブをやっております。平日はなかなかできないのですが、そういった週末に音楽をやっているというなかで、あの場所は音楽の、メッカとまではいかないと思いますが、そういった場所になってほしいと思ってずっと活動しておりましたので、その部分も含めて、音楽をかなり強調したテーマになっているかなと思っております。

(小泉会長)

そうなのですね。それでしたらまさにぴったりだと思いました。どうもありがとうございます。

ほかにご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問ないようですので、本件については了承するという事で、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(小泉会長)

それでは、本件につきましては以上といたします。説明者の方にはありがとうございました。

ただいまの決定に基づきまして市長に答申する必要がありますが、答申文の調整は会長に一任願いたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(小泉会長)

ありがとうございます。それでは、以上で審議事項は終了となります。

報告事項：業務実績について（令和5年度）

(小泉会長)

続きまして、次第の（3）報告事項 業務実績について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 山田景観調整係長

続きまして私から報告事項 業務実績について報告いたします。右上に「報告事項」と書かれた資料をご覧くださいと思います。ホチキス留めになっているものです。こちらは毎回のご報告になっていますが、本年度になりまして初めての審議会ということでございますので、令和5年度の実績についてまとめてご報告したいと思っております。

まず1番、屋外広告物の許可申請及び届出件数でございますが、ご覧のような数字となっております。令和4年度との比較もございますが、通常の許可件数の範囲ということで、多少増減はありますけれども、特に何かがあったというものでもございませんので、通常の変動の範囲と考えております。

続きまして2番目、屋外広告業の登録申請及び届出件数でございます。令和5年度は横浜市に直接登録されたところが更新を含めて5件、特例はご覧の件数となっております。こちらにつきましても通常の変動の範囲内と考えております。

続きまして3番、路上違反広告物の除却実績でございます。こちら数字としてはご覧のとおりですが、近年の傾向としまして、路上違反広告物というのが、広告物条例に違反して道路上に表示・設置、大体は放置されているのですが、そういった広告物がございます。または電柱等に貼られているものも

ありまして、下の写真にあります貼り札の例は「現地販売」ということで、不動産業者が多いのですがそういった内容ですとか、右側は、種別は立て看板ということになります。これまではカラーコーンに貼紙をして置かれるケースが多かったのですが、昨今、ペットボトルを重石にして放置されているものが大変目立ってきておりまして、かなり簡易に置かれてしまうということで、こういったものの対策についても検討していかないといけないかなと思っています。通常、こういった放置された広告物につきましては、我々のほうで委託している業者が巡回し、通告書を貼りまして、数日経過した後に撤去するというような対策をしております。

続きまして裏面に移りたいと思います。4番、イベント広告物協議制度の運用実績でございますが、こちらの2ページ目でございます範囲（1件目から12件目）は、前回2月に開催しました屋外広告物審議会でご報告している内容、かなり詳しくご報告したと聞いておりますので、こちらは割愛させていただきますまして、3ページ目、13番から17番がその後に開催されたものになりますので、こちらについてご説明してまいります。

13番はガンダムを活用した回遊促進施策ということで、そちらと連動して、コスモクロックにガンダムですとかキャラクターも含めた表示をするという内容になっております。

14番は例年開催されているのですが、セントパトリックデーというイベントがございまして、市内都心臨海部各所でパレードを行うなかで、緑色を基調とした表示をこちらもコスモクロックにするという内容でございます。

15番はアニメとみなとみらいの周年事業のコラボレーションということで、こちらもコスモクロックへの映像表示ですが、「THE IDOLM@STER MILLION LIVE!」の10周年とみなとみらいの40周年を掛け合わせた表示内容になっております。

16番、EARTH HOURは、本市の温暖化対策統括本部という当時の部署で毎年行っている、環境問題などを啓発するような内容の表示をこちらもコスモクロックにしております。

17番、横浜市卒業お祝いメッセージということで、こちらは都市整備局の都市デザイン室が主体となって掲出した内容ですが、コロナ禍でなかなか行事等に参加できなかった方々がちょうど卒業を迎えたということで、市内で卒業を迎える方たちに向けて「祝卒業」というメッセージを皆さんに贈るということを、こちらもコスモクロックにするという内容になっております。

これ以降も本年は続々と相談を受けておりまして、参考ですが、その下は令和6年度の内容になっております。1番はSEASIDE CINEMAで、こちらも例年やっておりますが、赤レンガ倉庫で大きなスクリーンを設けまして、映像の投影ということになりますが、「大きな」ということでこちらの制度を使っております。

2番目は、SEVENTEENという韓国のアイドルが横浜でライブをするということで、それを契機に都心臨海部を中心に回遊施策を行うもので、そちらとコラボレーションしたコスモクロックへの映像表示になります。

3番、横浜開港祭。こちらも例年どおりですが、開港祭のお祝いをする内容の表示をコスモクロックに行ったものです。

4番、GREEN×EXPO 1000日前イベントです。こちらは先ほども話題に上がりましたが、2027年にGREEN×EXPOが開催されるということで、そちらに向けて1000日前ですとか何年前ということで啓発するイベントがございまして、こちらもコスモクロックにロゴ等の表示を行いました。

5番目「七夕☆よこはまでゆめかなえよう」ですが、こちらも例年行っております。七夕を契機にこどもたちの夢をかなえるという取組を、こども青少年局の後援を受けてやっているものでして、七夕ですので笹の葉等の表示をして、こどもたちに夢について考えてもらおうということで啓発するような内容をコスモクロックに表示しております。

6番目、サマーコンファレンス。こちらも例年どおりですが、横浜青年会議所さんで行っているイベントに合わせた表示をコスモクロックにしております。

7番、ドラゴンクエストカーニバル。こちらはつい最近まで行っていたもので、例年ですとポケémonの表示が多かったのですが、本年はポケémonではなくドラゴンクエストということで、こちらも大規模にみなとみらいを中心に回遊施策を行って、そちらと連携してスライムというキャラクター等の表示をコスモクロックにしたものでございます。

こちらのイベント広告物協議制度ですが、通常の許可の範囲ではできないような大規模な演出の広告物を、イベントということで期間を限ってみなし許可をする制度になっておりまして、大部分がコスモクロックへの表示になっております。本年度ですと、赤レンガ倉庫での映画のイベント（1番）だけがコスモクロック以外ということになっておりますので、そういった傾向が出てきているかなと思い

ます。ただ、例えば大きなバルーンのようなものを設置するときもこのイベント協議制度を使ったりしておりますので、必ずしもコスモクロックだけではないのですが、そういった傾向にあるということでございます。

なお、今回、資料に「※１」「※２」「※３」と振っておりますが、前回ご質問があったと聞いておりまして、ただし書きをどのように使っているかということで表示させていただいております。

※１は、広告物を表示する期間が通常は７日以内なのですが、どうしてもイベントと一緒にやるということで少し超えてしまうようなときにただし書きを使っている案件です。

※２は、商業広告の表示割合ということで、通常、商業広告は、コスモクロックのような大きなものであれば全体の表示内容の20分の１以内という基準があるのですが、アニメですとかキャラクターとのコラボレーションになりますと、都心臨海部全体の回遊施策と連携することで、その表示自体に公共性があるということもありますので、基準よりも大きな割合で表示するほうが適当であるということで、ただし書きを適用しているものが多くあります。

※３は、表示する時刻は通常22時までなのですが、例えばコンサートに合わせてファンの方々をはじめとした来街者の皆さんにコンサートに関する表示をするというときに、22時で終わってしまいますと、急いで皆さん見に行行って事故になってしまうといったこともありますので、そこは余裕を持って少し遅い時間まで表示するというのでただし書きを使っております。

最後に４ページになりますが、安全点検まち歩きと横浜サインの取組につきましては、前回の資料の再掲になりますので詳しい説明は割愛しますが、安全点検まち歩きは毎年実施しておりまして、本年度も今月いっぱい募集を行っているところで、商店街さんから数件、手が挙がっている状況にあります。

割愛事項が多くなってしまいましたが、ご報告について説明は以上になります。

(小泉会長)

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ただいまの報告事項についてご発言がありましたらお願いいたします。何かございますか。

(泉委員)

イベント広告物協議制度のご報告について、詳細なご説明ありがとうございました。条例のなかで協議基準というものが定められて、それに従って運用されているということになると思いますが、必要な基準を定めたうえでただし書きという形で、この基準を少し超えたものであっても、「まちの活性化又は良好な景観の形成に寄与すると市長が特に認めたものはこの限りでない」の部分を使つての運用が一部あるということで、本日はあらかじめただし書きの運用をしたところを詳しくご説明いただきまして、大変よく分かりました。ありがとうございます。「※」の記載がないものは、すべて原則どおりの協議の成立に必要な基準のなかで運用されていると理解しましたが、よろしいでしょうか。

(事務局) 山田景観調整係長

はい。おっしゃるとおりです。

(泉委員)

今回ありました「※」について少しお伺いします。※１、※２、※３とありますが、今回の対象にあるのは※２と※３という理解でよろしいでしょうか。※１はないような気がいたしますが。

(事務局) 山田景観調整係長

そうですね。今回新たにご報告した内容（13番以降）につきましては、※１は適用していません。

(泉委員)

ありがとうございます。※２は商業広告の表示割合ということでしたが、どのぐらい大きくなったとか、そういったところを少し説明いただくことはできますか。

(事務局) 山田景観調整係長

例えば昨年度ですと13番のガンダム、今年度の２番はSEVENTEENという韓国のアイドルさんなので、基本的に表示する内容の多くが商業要素を含む内容になってきております。ガンダムにつきましては45%、SEVENTEENは50%ということになっております。

(泉委員)

そのような割合になっても本来の趣旨を満たすと判断された理由を、先ほども少しご説明いただきましたが、改めて教えていただければと思います。

(事務局) 山田景観調整係長

本制度は条例第10条第３項に基づく制度なのですが、「活力ある街並みの形成又はその維持に特に寄与すると認められる行事、催物等」というところに、制度自体の大きな目的がございます。こちらの条文に基づくイベント広告物協議制度の基準の２番目に、条例第10条第４項の規定により定める基準の

なかで、協議の成立に必要な基準は次のとおりとするということで通常の基準がございますが、ただし書きで「まちの活性化又は良好な景観の形成に寄与すると市長が特に認めたものはこの限りでない」こちらが今回の「※」に該当します。そのなかで、商業広告につきましては、2の（4）で割合が定められていて、（それを超える場合に）ただし書きを適用しています。まちの活性化というところで、例えばガンダムやSEVENTEENにつきましては、にぎわいスポーツ文化局が特定の企業のためだけでなく、例えばスタンプラリーですとか、街全体を回遊するような施策を行うことによって、横浜のにぎわいの創出や経済の活性化が生まれるということで、市の部局がそれを支援する、伴走するような建てつけになっているものにつきましては、そのコンテンツを表示すること自体に、やはりある程度の公共性、公共的な目的がありますので、それを出さないと、こちらの制度を使ってにぎわいを創出する目的に適わないこととなります。例えば、ガンダムは本市のシティプロモーション重点支援事業のひとつでして、こうした人気コンテンツと連携することで、回遊促進ですとか、SNSでかなり多く投稿されたりしますので、本市に直接来ない方にも「横浜って、こういうこともしてくれるような街なんだ」というプロモーションの効果が見込まれます。また、実際に来た方に関しては、また横浜に来たいという機運醸成、経済の振興、にぎわいの振興等に効果があるということで、商業広告の割合が基準を超えることについては適当であると判断しております。

（泉委員）

ありがとうございました。もう一点だけ、※3ですが、こちらは時刻が協議基準で定められたものを超えた少し遅めの時間帯ということなのですが、そこもし可能であれば、もう少し具体的に教えていただければと思います。

（事務局） 山田景観調整係長

例えば昨年度の15番「THE IDOLM@STER MILLION LIVE!」は、Kアリーナでライブがある日に連携してコスモクロックに表示するというので、先ほど少しご説明しましたが、ライブが終わってその余韻に浸りながら、すぐ帰ってしまうのではなく、横浜に滞在していただく、横浜の街、夜景を楽しんでいただきながら、あわよくばお食事をしていただくですとか、遠方の方は宿泊していただくといったことも狙いとしてはあるかと思いますが、そういったことでコスモクロックへ表示をするというのは、意義のあるものだと思っております。ただ、やはりライブ終わりということで遅い時間になってしまいますし、大勢の方が一度に帰宅されるのではなく、順番に帰宅されていくので、そういったなかであまりにも早い時間に表示が終わってしまいますと、みんな走って急いでコスモクロックに向かって行って怪我をさせてしまったりは危ないということの配慮がございまして、通常は22時までなのですが、22時からの回と22時半からの回の5分間ずつ表示をするということで、やむなしといえますか、そうすべきであるということで、こちらのただし書きについては認めております。

（泉委員）

ありがとうございます。もともと22時までにした理由との関連で、22時までにするよりも、むしろ遅めにしたほうが本来の趣旨に沿っている、例えば街の活性化ですとか、公衆に対する安全が図られるということも目的かと思いますが、そういった意味でも、むしろそちらのほうがよいのだと、良好な景観の形成に寄与することも満たしているとお判断されたということになりますか。

（事務局） 山田景観調整係長

はい。そのとおりです。基本的に、やはり遅い時間ですと見る方の人数も減っていきますし、近隣にマンション等もあって就寝される方もいらっしゃいますので、景観への影響と効果を比べますと、通常は22時までというのがベースと考えておりますが、少し特別に、毎日ではなく例外的にこういったことも妥当ではないかと判断しております。

（泉委員）

ありがとうございました。以上です。

（小泉会長）

表を見てずっと済みそうなところですが、いろいろお聞きしていくと様子がよく分かると思いながら伺っていました。ほかにご質問はありますか。

（木伏委員）

横浜市商連の木伏と申します。本業は不動産業者なのですが、報告事項の3番に路上違反広告物の除却実績とありまして、我々不動産業界としてもこういった問題があるのはよく分かっているのですが、これが違反にならない方法というのはあるのでしょうか。

（事務局） 山田景観調整係長

通常ですと、ご自身所有の敷地ですとか、第三者広告が掲出できる場所をお借りして、こういった

広報をしていくということで、通常の看板設置と同じような手続きを踏んで、面積等によっては許可を取っていただくというのが正式な手続きかと思います。

(木伏委員)

そうなると、こういった物件というのは、売り物件とかそういったものになるかと思いますが、時間的な余裕とか、許可申請を出して許可が下りるまで時間が結構かかる話になりますか。

(事務局) 山田景観調整係長

通常は許可申請をいただいてから標準処理期間は15日となっており、そこまでたくさん時間がかかるものではないので、出していただきたいところではあります。こういったものを見ますと、電話番号が書かれているものもありますが書かれていないものもあり、我々としまして、こういったところに放置する意図をつかみかねているところもありまして、やはり懸念事項ではございます。

(木伏委員)

これは放置ということで問題になるのですか。

(事務局) 山田景観調整係長

基本的に路上というのは道路通行の用に供するためにございますし、道路管理者もございますので、許可を得ないとこういったものは置いてはいけないことになっております。通常は許可が出ないような物件になりますので、道路上に置くこと自体が問題となります。民地ですと、面積によっては問題ないものになりますが、やはり路上ですとか、路上にある電柱等に許可なく置く・貼るといったことが問題となります。

(木伏委員)

たまに人が看板を持って案内しておりますが、あれはどうなのですか。

(事務局) 山田景観調整係長

法令上、屋外広告物には該当しますが、本市の条例のなかの許可を要しないものです。先ほどの第12条の第1項第2号で、人、動物または車両。電車や自動車は除きますが、こういったものに表示し設置する広告物等は許可不要ということになっております。

(木伏委員)

分かりました。ありがとうございました。

(小泉会長)

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、質問もないようですので、本件につきましては以上とさせていただきます。

その他：ア 開催通知の送付方法等について

(小泉会長)

続きまして次第の（４）その他ですが、本日は事務局より2つの項目が挙げられております。

まずは、ア 開催通知の送付方法等について、事務局より趣旨のご説明をお願いします。

(事務局) 山田景観調整係長

特に資料等ございませんので口頭のみで申し訳ないのですが、開催通知の送付方法につきまして、現在、委員の皆様には、審議会会長印を押印のうえ、原本を郵送にてお送りさせていただいているかと思っております。今回は並行してスキャンデータをメールでお送りさせていただきましたが、今後、事務の簡略化ですとかペーパーレスの観点から、会長印の押印は省略しまして、基本的にはメール送付ということで、そちらを基本とする方法に変更させていただけないかと思っております。ご提案するものになっております。なお、郵送をご希望される委員に関しましては、引き続き郵送で対応させていただきたいと思っております。本件につきまして、横浜市屋外広告物条例施行規則35条に「審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」とありますので、この場で皆様のご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(小泉会長)

ただいま開催通知の送付方法についてご説明がありましたが、委員の皆様からご意見がありましたらお願いいたします。

(泉委員)

こちらに関して、横浜市屋外広告物条例施行規則での審議会のルールはどのようになっているのか、お教えいただけますでしょうか。第31条に会議のことが書いてありまして、「審議会の会議は、会長が招集する」という、おそらくここではないかと思っているのですが。

(事務局) 立石景観調整課長

会議の招集というところでいうと、会長が招集するという定めになっております。今ご提案させていただきましたのは、その招集通知の出し方というのを、押印したうえで皆様に郵送しているという手続きがございまして、事務の簡素化とかそういった観点からメールでのやり取りに変更、または郵送を希望される方は郵送でも対応いたしますけれども、少し簡略化させていただけないかというご提案でございます。

(泉委員)

会長が招集すること自体は変わらないということで、その方法が押印まで要するのかということと、郵便が必要かということの2つで、メールでの通知でよろしいかということですね。

(事務局) 立石景観調整課長

はい。委員ご指摘のとおりでございます。

(泉委員)

ありがとうございます。

(小泉会長)

ほかにはご質問やご意見いかがでしょうか。

(平野委員)

意見ではございませんが、メールで結構です。

(小泉会長)

ありがとうございます。多分、いろいろご予約もおありだと思いますので、できるだけ事務手続きを簡素化されて、早く皆さんにご予定が届くことをご希望されているのではないかと思います。郵便のご希望がある場合は、それも受け付けてくださるということですね。分かりました。それでは、事務局のご提案どおりということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

その他：イ 会議の運営について

(小泉会長)

続きまして、イの会議の運営について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 山田景観調整係長

こちら資料はございませんで、口頭のみで失礼いたします。会議の運営についてということで、本審議会の開催日時は皆さんのご予定をお聞きして調整させていただいておりますが、我々事務局の動きが遅いこともあり、また、なかなか会場が取れないという都合がございまして、本日もそうですが、委員の皆様全員にお越しいただくことがかなわないことがあり、ご迷惑をおかけしているところでございます。そうした状況を少しでもよくするという意味で、移動時間の制約により参加がかなわない委員の方々の参加が可能になるということを鑑みまして、ウェブ参加を併用してはどうかというようなご提案を委員の方からもいただいております。一方で、併用する際はこういった進行方法になるのかといったご質問もいただいているところでして、この点につきまして皆様のご意見を伺おうと思っております。なお、本市の他の附属機関におきましても、新型コロナウイルスの流行をきっかけにウェブを併用している例が多々ございますが、本会ではまだ導入していないということになっております。

ちなみに、当課で事務局をしているもうひとつの附属機関に、都市美対策審議会という機関がございしますが、こちらを例に進行方法のイメージを少しお伝えしたいと思います。審議に入るまでは、事務局とのやり取りが口頭であると思いますが、審議に入りましたら、説明は通常どおり説明者が淡々と説明するというので、資料につきましても画面上に表示される場所です。意見交換に入りましたら、通常は会長から委員の皆様に「ご意見ありますか」というような投げかけをされるかと思いますが。会場にいる場合は挙手をされると思いますが、ウェブ上ですと「いいですか」のようにお声がけをいただく場合もありますし、ソフトに挙手ボタンというものがありまして、押すと誰が挙手しているかが分かるようになっていますので、会長のほうで確認されて指名されることもありますし、気づかれない場合は、事務局のほうで、誰々委員が手を挙げていらっしゃいますとお声がけをして補足する、そういった運用をしております。また、会場とウェブ上で、例えば意見が同時に重なってしまうような場合も考えられるかと思いますが、そういった場合も会長のほうで先に誰々さんいいですかというようにお声がけをいただいて、会長のほうで整理をしながら皆さんのご意見を満遍なく聞くように進行されています。新型コロナウイルスの流行以後、4年ほど実績がございましたが、特に進行に支障があったということは聞いておりません。

事務局の所感もありますが、以上のことを踏まえまして、本件につきましても会長が審議会に諮って

定める事項ということで、皆様のご意見を伺えればと思っております。よろしくお願いいたします。

(小泉会長)

ご説明いただいた件につきまして、委員の皆様からのご意見がありましたらお願いいたします。

(平野委員)

ウェブでやる目的は何かということだと思うのです。全員参加が原則であるなかで、今日みたいに2人欠席している。ウェブでやったらそのお2人の方はウェブで出席されるのかどうか。出席しなければこれでいいのではないかと思います。私は西区の自治会連合会の会長をやっておりますが、会合は年に10回あります。そのうちの5回ぐらい、半分ぐらいはウェブでやって、全員参加でやっています。要は自由に参加できるようにということで、集まらなくてもいいと。西区だからそう遠くはないのですが、1か所に、区役所に集まらなくても済むように会合を開いています。年に何回かのこの会合も、そういう形でやってもらって結構だし、エキサイトよこはま22の会合も、あれは年に1回か2回ですが、ウェブ参加可能となっています。要は可能にしたければしていただければいいのかなと思います。ウェブで参加するのか、会場に来るのかは、ご本人の意識でやってもらえればよろしいと思います。

(事務局) 山田景観調整係長

ありがとうございます。この会議自体は1時間、2時間で終わる会議ではあるのですが、やはり遠方の方は移動も含めると半日になってしまうので、そういったことで出席がかなわないという方もいらっしゃるかと思います。必ずしも全員ウェブというわけではなく、基本的には会場をメインとしながらも、会議時間だけであれば参加できる委員に関しましては、ウェブ参加を取り入れることで参加も可能になるかと思っております。

(田中委員)

ウェブに対する知識があまりないことを披露するようで恥ずかしいのですが、全員がウェブでやるというのは分かります。講演会とかそういうのをウェブでやるのはもちろん経験がありますので分かりますが、対面とウェブが混在する審議会の場合、事務局からのご説明では特に問題はないという発言でしたが、ウェブで参加している委員の意見を我々がダイレクトに聞くということは、ここにパソコンがないとなかなか難しいというイメージがあります。一方、参加している委員の意見をウェブで聞いている方は、全部きれいにはっきり現場にいるように聞けるものなのか。大前提として、ウェブを入れたことによって時間が延びるとか、円滑な審議ができなくなるようだったら、やはり考えなければいけないと思うのですが、そういうことが全くないということであれば、ウェブを入れることに特に反対しません。その辺の具体的なイメージがもうひとつ分からないものですから、もう少し教えていただけませんか。

(事務局) 山田景観調整係長

資料もなく大変恐縮です。まず、今はこちら（事務局席の机上）のパソコンに表示されている内容がここ（スクリーン）に投影されているのですが、こちらにウェブ参加の委員の顔が出るようになります。資料を見ている間も顔を映すことができますし、隠すこともできますが、少なくとも審議のときには、画面の向こうにいらっしゃる委員の顔がここで確認できます。会場の全体が分かるような固定カメラを用意しまして、その映像がウェブ参加の委員にも見えるようになっていますので、全体の会場の雰囲気はつかめます。（会場の委員の）ご発言は通常、ハンドマイクを通してされると思いますので、（ウェブカメラ用マイクの）近くに（会場用の）マイクスピーカーを置くなどして、発言の内容はウェブ参加の委員にもダイレクトに届くようになっております。ウェブ参加の委員がご発言される場合は、パソコンを通じて、スピーカーから会場内に聞こえるようになっております。基本的には会場の声と、表情まではいきませんが、皆さんの様子はウェブ参加の委員にも届きますし、ウェブ参加の委員の顔とお声も会場ではスピーカーを通して聞くことができるようになっています。

(田中委員)

ありがとうございます。今のご説明で何となくイメージは分かりましたけれども、まあやってみないと分からないというところはありますね。

(小泉会長)

ほかにいかがでしょうか。

コロナ以降、私も大学の会議も含めて、最初は学校に来てはいけないということで、全員オンラインで「どうやるの?」とか言いながら始まったのですが、今ではいろいろな学内外の会議や委員会でも、いわゆるハイブリッドという言い方になるのですか、対面とオンラインを併用されるものがとても増えています。皆さんだんだん慣れていらしたことで、会議を運営して下さる側でも、いろいろそのための機械とかもおありのご様子で、意外とシンプルな設備で分かりやすく参加できるようにしてくだ

	さっているなというのが実感としてあります。ただ、この審議会がそれに相当するのちちょっと分かりませんが、私が参加している会議のなかで、デリケートなものがたまにあったりします。例えば試験問題を作るとかです。部屋のなかで皆さんで閉じてお話しして、例えば資料を置いて帰ったりすることで完結できるようなものだったら問題はないのですが、オンラインで参加されている方がご自宅とかご自分のオフィスで参加されていて、もしかして近くにどなたかいらっしゃるかもしれないとか、そのような状況だと、見せて具合が悪いようなことが案件に仮にあるのだとしたら、そういうことについてお願いや注意を先にお届けするとか、何か必要なときはその辺を丁寧にしていくことで、先にご提案がありましたように、やはり参加がしやすいということと、皆さんが対等で平等に自由に発言できることを担保して、しかも会場へのご不便とかにも場合によっては少し助けになるということであれば、私は個人的にはいいかなと思って伺っておりました。皆さんいろいろご経験がおりだと思しますので、もし何かございましたらお願いいたします。 (齋藤委員) 今、会長のお話のなかにもありましたけれども、審議内容が非公開の場合はどうするのですか。 (事務局) 山田景観調整係長 非公開の案件につきましても、例えば都市美対策審議会等ではウェブも併用して実施しております。もちろんウェブの向こう側にほかの方がいらっしゃらないようにという配慮は必要かと思いますが、委員の皆様は、その辺は配慮して参加されているかと思しますので、特にそういったことも今のところは支障なく行っているところです。 (小泉会長) よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。ご意見が出尽くしたようですけれども、まずはやってみましょうかということで、事務局のご提案でよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり) (小泉会長) それでは、本件につきましては以上とさせていただきます。予定された項目は以上となりますが、そのほか、委員の皆様から何かございますか。 よろしいですか。それでは、ないようでしたら本日の議事はすべて終了とさせていただきます。大変熱心なご議論ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。皆さん、お疲れさまでした。 (事務局) 立石景観調整課長 ありがとうございました。 冒頭でもお知らせいたしましたが、本日ご議論いただきました内容を記録しました議事録は、事務局で作成しまして、委員の皆様にご確認いただいた後、会長に最終的なご確認をいただきます。 次に次回の会議についてですが、例年ですと年明け以降の開催となる見込みです。したがって、皆様の現在の任期内での開催は、今回が最後となる見込みです。ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。委員の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。
資 料	(1) 委員名簿 (2) 席次表 (3) 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について 【審議事項】 (4) 業務実績について（令和5年度） 【報告事項】